解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成三十年五月七日付けで兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十一日

兵庫県加古川市志方町山中二三一―二

清算法人山中土地改良区

清算人代表　黒田　俶崇

第六十三期決算公告

平成三十年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	
流動資産	六四七、五二三、五八七
固定資産	四九七、六七二、一四五
資産の部合計	一、一四五、一九五、七三二
負債及び純資産の部	
流動負債	六九一、五二二、九九一
固定負債	五二、四三一、一八〇
株主資本	三五八、七三六、四三六
資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	五五、一八五、九一六
資本準備金	五五、一八五、九一六
利益剰余金	二五三、五五〇、五二〇
利益準備金	九、七八〇、〇〇〇
その他利益剰余金	二四三、七七〇、五二〇
（うち当期純利益）	（四、八九六、四二一）
評価・換算差額金	四二、五〇五、一二五
負債及び純資産の部合計	一、一四五、一九五、七三二

平成三十年五月三十一日

名古屋市守山区西川原町二八〇番地

昭和酒類販売株式会社

公益信託水野弟次郎記念留学生奨学基金第二十期決算公告

一、事業概要

熊本県内の大学の大学院に在学する中国からの私費留学生に対する援助

奨学金　三名　一八〇万円

二、財産目録　平成三十年三月三十一日現在

資産合計	二、五八六、四四四円
負債合計	〇円
正味信託財産	二、五八六、四四四円

平成三十年五月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託水野弟次郎記念留学生奨学基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託国際ソロプチミスト岡山愛の基金第二十七期決算公告

一、事業概要

岡山県内の高校生や外国人留学生への勉学資金の提供、学校におけるボランティア教育・活動の助成、ガールスカウト活動等への助成

助成金　一〇件　七九万円

二、財産目録　平成三十年三月三十一日現在

資産合計	八七六、五五〇円
負債合計	〇円
正味信託財産	八七六、五五〇円

平成三十年五月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託国際ソロプチミスト岡山愛の基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託斉藤稜兒イスラム研究助成基金第二十九期決算公告

一、事業概要

我が国のイスラム学術研究者への助成事業及びイスラム諸国からの留学生への奨学援助事業

研究助成金　〇件　〇万円

奨学金　五名　二〇〇万円

二、財産目録　平成三十年三月三十一日現在

資産合計	二、一六六、一七七円
負債合計	〇円
正味信託財産	二、一六六、一七七円

平成三十年五月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託斉藤稜兒イスラム研究助成基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区鷺宮五丁目六番、最後の住所北海道深川市二条一一番三二号

被相続人　亡　鈴木　清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日

北海道深川市新光町一丁目三番二二号

相続財産管理人　司法書士　青木　裕幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市鼠ヶ関乙一五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　冨樫　繁一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日

山形県鶴岡市ほなみ町一番一号ナエズサトウテナント二―A

相続財産管理人　弁護士　日詰　直史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広横路二丁目二〇三八番地三、最後の住所茨城県小美玉市橋場美二一番地

被相続人　亡　影山　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日

茨城県水戸市大町一丁目二番三三号メビウス一〇二

相続財産管理人　弁護士　清水　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市花垣町一丁目一六五〇番地二、最後の住所栃木県小山市宮本町三丁目一三番一九号

被相続人　亡　沼野　耕作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日

栃木県小山市城東一丁目二番二八号二階亀岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　亀岡　康一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市柴町八〇二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　清水　勝孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日

群馬県伊勢崎市太田町八五一番地二二

相続財産管理人　弁護士　金井　勇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県志木市中宗岡一丁目一四八一番地、最後の住所埼玉県志木市中宗岡一丁目五番五〇号

被相続人　亡　須田　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一二番九号農林会館四階長島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久山　竜治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市東雲町二一番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南四丁目四五番四号高円寺南サマリヤマンション

被相続人　亡　佐藤　隆二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日

東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

第67期決算公告

平成30年5月31日

北海道小樽市花園一丁目10番5号

株式会社玉光堂

代表取締役　小日向義廣

貸借対照表の要旨（平成30年2月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,246	流動負債	2,590
固定資産	819	固定負債	415
繰延資産	45	退職給与引当金	17
		役員退職給与引当金	5
		その他	392
		負債合計	3,006
		株主資本	105
		資本金	30
		利益剰余金	75
		その他利益剰余金	75
		（うち当期純損失）	(206)
		純資産合計	105
資産合計	3,111	負債・純資産合計	3,111